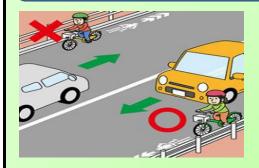
自転車は、車の仲間です。

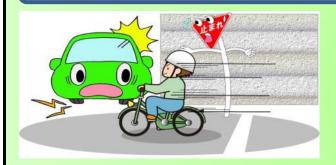
~ 交通ルールに従って、安全に運転しましょう~

ルールその1 車道が原則、左側通行



道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられており、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。 道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。

ルールその2 交差点では一時停止を守って、安全確認



一時停止標識のある交差点で は、必ず止まって、左右の安全を 確認しましょう。

選 来交番 だより

令和6年4月 名東警察署 地域課 778-0110

ルールその3 夜間はライト



無灯火は周りから自転 車が見えにくくなり危 険です。夜間はライトを 点灯して運転しましょ う。

ルールその5 ヘルメットを着用



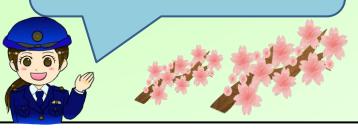
自転車の交通事故死者 の約7割が頭部への致命 傷です。自転車に乗車する 際はヘルメットを着用しましょう。

ルールその4 飲酒運転の禁止



自動車の場合と同じく、お酒を飲んだ時は運転してはいけません。

春は新しい学校生活の始まりです。 事故に気をつけて楽しい学校生活を送って下さい。



犯罪に関する不審者や不審車両などを見かけた際は、すぐに 110 番通報をお願いします!